

令和 8 年第 8 回国立大学法人旭川医科大学役員会 議事要旨

1. 日 時 : 令和 8 年 7 月 8 日 (水) 15 時 10 分～15 時 50 分
2. 場 所 : 学長室
3. 出席者 : 西川 祐司学長、奥村 利勝理事、東 信良理事、佐古 和廣理事、辻 泰弘理事
4. 欠席者 : なし
5. 陪席者 : 吉崎 敏樹監事、村木 一行監事、藤谷 幹浩副学長、牧野 雄一副学長、
西條 泰明副学長、梶原 修副学長、高橋事務局次長 (総務・教務担当)、
郡事務局次長 (財務・病院担当)、小島総務課長、佐藤人事課長、木村財務課長、
石坂医事課長

議事に先立ち、西川学長から、令和 8 年第 7 回役員会 (令和 8 年 6 月 24 日開催) の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 「旭川医科大学看護職員の地域医療研修に関する規程」の一部改正について

本件について、西川学長の発議の後、佐藤人事課長から資料 1 に基づき、次のとおり説明があった。

- ・令和 6 年度診療報酬改定において、薬剤師が他の医療機関で地域医療に関する業務を実践的に習得する体制が「薬剤業務向上加算」の算定要件として評価されたことを踏まえ、本学薬剤師を地域医療研修として他の医療機関へ派遣できるよう、規程を整備するため所要の改正を行う。
- ・主な改正内容は次のとおり。
 - ① 規程名を「旭川医科大学看護職員の地域医療研修に関する規程」から「旭川医科大学医療職員の地域医療研修に関する規程」に改める。
 - ② 研修対象者を、看護職俸給表適用職員に加え、医療職俸給表適用職員へ拡大する。
 - ③ 研修期間について、現行の「6 か月以内」を見直し、研修目的に応じて暦月単位で設定できるよう改める。
 - ④ 施行日を令和 8 年 8 月 1 日とする。

続いて東理事から、本改正は特定機能病院に係る診療報酬上の要件への対応でもあり、本学薬剤師を名寄市立病院へ派遣し、半年ごとに交代しながら研修を実施する予定である旨の説明があった。

さらに、佐古理事から派遣期間中の給与の取扱いについて、西川学長から住居の確保について質問があり、佐藤人事課長から、給与は引き続き本学から支給しつつ、名寄市立病院からの支援について協議を進める予定であること、また、住居についても同病院と調整を行う予定である旨の説明があった。

審議の結果、原案どおり了承された。

報告事項

1. 令和8年度予算状況一覧（実績・見込）について（取り下げ）

本件について、木村財務課長から、次のとおり報告があった。

- ・例年、6月の役員会において4月及び5月の収支状況を報告しているが、今年度は資料作成が間に合わなかったため、本件を報告事項から取り下げることとした。
- ・主な理由は、財務会計システムの更新に伴い財務データの出力仕様が変更となったことから、報告資料作成に必要なデータ整理用フォーマットを新たに作成する必要が生じ、資料の取りまとめに時間を要しているためである。
- ・8月は役員会非開催月であり、次回役員会が9月開催となることから、その間の財務状況の報告が行われないことを避けるため、4月及び5月分の収支予算実績資料の取りまとめが完了次第、役員へメールにより資料を送付し、本来の報告に代えることとしたい。
- ・なお、これはメール審議による役員会を開催するものではなく、資料送付による情報提供として取り扱うこととしたい。

以上の報告があり、本件の取り扱いについて了承された。

2. その他

（1）骨太の方針 2026 への対応について

佐古理事から、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）」において、大学病院の機能強化や医療従事者の適切な給与体系の構築が盛り込まれたことから、今後、大学病院への支援拡充が期待される旨の説明があった。また、患者による医師選択に係る選定療養費の新設、高額医療機器の更新や医療 DX 投資への支援、病院施設の建替え・改修への支援策などが検討されている旨の説明があった。

これに対し、村木監事から、早ければ令和8年度概算要求に反映される可能性があるとの意見があった。

また、辻理事から、医療分野以外にも大規模な財政支出が予定されていることから、施策の実現性については今後の動向を注視する必要があるとの意見があった。

さらに、東理事から、近年の骨太の方針では医療分野への言及が増加しており、医療機関の厳しい経営状況に対する理解が進みつつあるとの認識が示された。

これを受け、佐古理事からも、医療機関の危機的な状況が一定程度認識された結果ではないかとの発言があった。

（2）地域医療構想への対応について

東理事から、国が示した地域医療構想に係るガイドラインにおいて、令和10年度末までに地域における拠点病院等の方向性を整理することが求められていることから、本学としても対応を進める必要がある旨の説明があった。

これに関連し、村木監事から、北海道においては広域な医療圏を踏まえた新たな枠組み

の検討が進められている旨の説明があった。また、佐古理事から、急性期拠点病院を中心とした医師配置や診療科ごとの医師不足の状況を踏まえながら、具体的な議論を進める必要があるとの意見があった。

さらに、東理事から、北海道では三医大及び北海道が連携し、地域医療提供体制のあり方を検討する枠組みの整備が進められており、本学としても積極的に参画していく必要がある旨の説明があった。

これに対し、西川学長から、具体的な議論を進めるためには、将来像のたたき台となる考え方を整理することが重要であるとの発言があった。

（３）病院 DX の推進について

東理事から、音声認識技術を活用した診療録作成支援システムや病床管理ツール等の導入を進めており、医師及び看護師の業務負担軽減が期待される旨の説明があった。

これに対し、西川学長から、看護サマリー自動作成システムの導入状況について質問があり、郡事務局次長（財務・病院担当）から、Amazon Web Services を活用した看護サマリー作成支援の取組について、補助事業と並行して引き続き検討を進めている旨の説明があった。

（４）呼吸器・乳腺外科分野の教育・研究・診療体制について

西川学長から、呼吸器・乳腺外科分野を担当する教員の退職に伴い、後任となる責任者の確保が喫緊の課題となっていることから、教授職の公募を含めた対応を早急に進める必要がある旨の説明があった。

これに対し、東理事から、当初後任として期待していた教員の退職により、令和 9 年度以降の診療・教育・研究体制の維持が困難な状況となっていること、また、呼吸器外科及び乳腺外科は本学における重要な診療分野であり、当該分野の教育研究体制を維持するため、教授職を設けた公募が必要である旨の説明があった。

また、佐古理事から、外科学講座の枠組みを維持したまま当該分野の教授を配置するのであれば、大きな問題はないのではないかと意見があった。

これを受け、西川学長から、事務局と調整しながら検討を進めるとともに、必要に応じて教育研究評議会を臨時に開催する可能性がある旨の発言があった。

3. 次回役員会開催予定

令和 8 年 9 月 9 日（水）14 時 45 分から、次回の役員会を開催すること。